# けんこう通信



## 被扶養者の資格確認(検認)を行います

### ご家族を扶養にいれている皆様へお知らせです。

ご家族が被扶養者としてひかり健康保険組合に加入する為には、健康保険法で定められた認定基準をクリアしなければなりません。

「収入・家族が変動した」などの理由で被扶養者の資格を失っているにも拘らず、資格喪失の 手続きをしないままとなっているケースが見受けられますので現在の状況を確認させて頂きます。

#### 調査票について

本日以降人事担当者宛に発送開始

#### 提出期限

令和 2年8月28日(金)まで

#### 今回対象でない被扶養者

- ・令和 2年5月1日以降認定の被扶養者
- ・ 平成 14 年 4 月 1 日以降に生まれた被扶養者(高校生以下)
- ・健康保険組合が事前に確認対象外と認めた方

※調査票を期限内にご提出頂けない場合は、被扶養者資格停止の承諾をいただいたものとし、 資格停止の処理を行います。**くれぐれも提出漏れの無いようお願いします。** 



#### けんこう通信

ご家庭のパソコンへ、保健事業に関するお便りを配信しております。 ご希望の方は、メールアドレスを添えて、当組合までお気軽にメールください。

#### ひかり健康保険組合

〒171-0013 東京都豊島区東池袋 4-6-10 ルナ大住ビル 3 F

03-5951-7422 03-5951-9663